

株主総会日程の柔軟化のための法令改正に伴う上場制度の見直し
に係る「有価証券上場規程」等の一部改正新旧対照表

目次

(ページ)

・ 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表	1
・ 株券上場審査基準の一部改正新旧対照表	3
・ 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表	6
・ 上場株券の市場第一部銘柄指定基準の一部改正新旧対照表	7
・ 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の一部改正新旧対照表	8
・ 株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表	9
・ 優先株に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	12
・ 転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	13
・ 制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表	14
・ 有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表	18
・ 上場手数料等に関する規則の一部改正新旧対照表	20
・ 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い一部改正新旧対照表	22
・ 上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱いの一部改正新旧対照表	23
・ 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱いの一部改正新旧対照表	24
・ 株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表	26
・ 株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表	33

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(新規上場申請手続)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、新規上場申請者が株券上場審査基準第4条第3項若しくは第6条第3項の規定の適用を受ける場合又は国内の他の金融商品取引所に上場されている株券の発行者である場合は、第1項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる新規上場申請者の区分に従い、当該各号に定める書類を添付するものとする。</p> <p>(1) 株券上場審査基準第4条第3項第1号、第3号又は第5号に該当する新規上場申請者</p> <p>a (略)</p> <p>b 上場申請に係る株券につき、上場後最初に終了する事業年度の末日 <u>(事業年度の末日と異なる日が株主基準日(有価証券報告書に記載される大株主の状況に係る基準日をいう。以下同じ。))である新規上場申請者にあつては上場後最初に到来する株主基準日。以下この項において同じ。)</u> までの間における株式の分布状況の見込みを記載した当取引所所定の「上場申請日以後における株式分布状況に関する予定書」。ただし、新規上場申請者が外国会社である場合には、添付を要しない。</p> <p>c (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>4～12 (略)</p>	<p>(新規上場申請手続)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、新規上場申請者が株券上場審査基準第4条第3項若しくは第6条第3項の規定の適用を受ける場合又は国内の他の金融商品取引所に上場されている株券の発行者である場合は、第1項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる新規上場申請者の区分に従い、当該各号に定める書類を添付するものとする。</p> <p>(1) 株券上場審査基準第4条第3項第1号、第3号又は第5号に該当する新規上場申請者</p> <p>a (略)</p> <p>b 上場申請に係る株券につき、上場後最初に終了する事業年度の末日までの間における株式の分布状況の見込みを記載した当取引所所定の「上場申請日以後における株式分布状況に関する予定書」。ただし、新規上場申請者が外国会社である場合には、添付を要しない。</p> <p>c (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>4～12 (略)</p>
<p>(上場契約)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 その発行する株券が株券上場廃止基準第2条第1項第18号(同基準第2条第3項第4号、第2条の2第1項第5号又は第3項第2号の規定による場合を含む。)に該当して上場廃止となり、かつ、当該株券と引換えに交付される株券が第10条の2の規定の適用を受けて上場される発行者は、当該上場廃止以後当該引</p>	<p>(上場契約)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 その発行する株券が株券上場廃止基準第2条第1項第18号(同基準第2条第2項第4号、第2条の2第1項第5号又は第2項第2号の規定による場合を含む。)に該当して上場廃止となり、かつ、当該株券と引換えに交付される株券が第10条の2の規定の適用を受けて上場される発行者は、当該上場廃止以後当該引</p>

換えに交付される株券が上場されるまでの間、上場株券の発行者とみなす。

(全部取得条項付種類株式と引換えに交付される株券の上場)

第10条の2 前条の規定にかかわらず、第9条の規定により上場申請のあった株券が、株券上場廃止基準第2条第1項第18号(同基準第2条第3項第4号、第2条の2第1項第5号又は第3項第2号の規定による場合を含む。)に該当して上場廃止となる銘柄に係る株式と引換えに交付される株式に係る株券である場合には、当取引所が定める基準に適合するときに上場を承認するものとする。

(電磁的記録による書類等の提出)

第21条 新規上場申請者又は当取引所の上場有価証券の発行者が当取引所の規則に基づき行うべき書類等の提出については、当該書類等の内容を記録した電磁的記録の提出によりこれを行うことができるものとする。ただし、当取引所が書面による提出が必要と認める書類等については、この限りではない。

2 前項の規定に基づき電磁的記録を提出した場合における当取引所の規則の適用については、文書をもって同項の書類等の提出を行ったものとみなすほか、当取引所の規則の適用においては、電磁的記録は当該電磁的記録に相当する文書と、当該電磁的記録に記録された事項は当該文書に記載された事項と、それぞれみなすものとする。

付 則

この改正規定は、平成30年3月31日から施行する。

換えに交付される株券が上場されるまでの間、上場株券の発行者とみなす。

(全部取得条項付種類株式と引換えに交付される株券の上場)

第10条の2 前条の規定にかかわらず、第9条の規定により上場申請のあった株券が、株券上場廃止基準第2条第1項第18号(同基準第2条第2項第4号、第2条の2第1項第5号又は第2項第2号の規定による場合を含む。)に該当して上場廃止となる銘柄に係る株式と引換えに交付される株式に係る株券である場合には、当取引所が定める基準に適合するときに上場を承認するものとする。

(法令に基づく電磁的記録の取扱い)

第21条 法令に基づき電磁的記録が作成されている場合においては、原則として、新規上場申請者又は当取引所の上場有価証券の発行者が当取引所の規則に基づき行うべき書類等の提出(法令に基づき作成すべき書類等の写しの提出を含む。以下この条において同じ。)については、当該電磁的記録又は当該電磁的記録に記録された内容を記載した書面の提出によりこれを行うものとする。

2 前項の規定に基づき電磁的記録又は電磁的記録に記録された内容を記載した書面を提出した場合における当取引所の規則の適用については文書をもって同項の書類等の提出を行ったものとみなすほか、当取引所の規則の適用においては、法令に基づき作成された電磁的記録は当該電磁的記録に相当する文書と、当該電磁的記録に記録された事項は当該文書に記載された事項と、それぞれみなすものとする。

株券上場審査基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場審査基準)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める会社が発行者である株券の上場を遅滞なく申請するとき（第1号に定める存続会社の親会社又は第3号に定める当該他の会社の親会社が外国会社であるときは、当取引所が適当と認める場合に限る。）は、第1項及び前項の規定に基づく上場審査については、原則として、第1項第1号から第8号の2まで及び前項第1号の規定を適用しないものとする。ただし、当該各号に定める会社が発行者である株券が上場時において株券上場廃止基準第2条第1項第17号に規定する「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると当取引所が認めた場合」並びに同項第19号及び第20号に該当しないこととなる見込みがあり、かつ、当該会社が発行する株券が上場後最初に終了する事業年度の末日 <u>（事業年度の末日と異なる日が株主基準日である会社が発行する株券にあっては上場後最初に到来する株主基準日）</u> までに株主数及び流通株式数に係る株券上場廃止基準に該当しないこととなる見込みがあることを要するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上場外国株券が、その上場会社の設立準拠法の変更のための合併により株券上場廃止基準第2条第3項第1号に該当して上場廃止となる場合であって、当該合併に係る存続会社の株券が外国の金融商品取引所等において直ちに上場又は継続的に取引されるとき 当該合併に係る存続会社</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 上場外国株券が、その上場会社の外国持株会社（株式を所有することにより他の会社の事業活動を支配することを主たる事業とする外国会社をいう。以下同じ。）への組織変更により株券上場廃止基準第2条第3項第1号に該当して上場廃止となる場合</p>	<p>(上場審査基準)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める会社が発行者である株券の上場を遅滞なく申請するとき（第1号に定める存続会社の親会社又は第3号に定める当該他の会社の親会社が外国会社であるときは、当取引所が適当と認める場合に限る。）は、第1項及び前項の規定に基づく上場審査については、原則として、第1項第1号から第8号まで及び前項第1号の規定を適用しないものとする。ただし、当該各号に定める会社が発行者である株券が上場時において株券上場廃止基準第2条第1項第17号に規定する「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると当取引所が認めた場合」並びに同項第19号及び第20号に該当しないこととなる見込みがあることを要するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上場外国株券が、その上場会社の設立準拠法の変更のための合併により株券上場廃止基準第2条第2項第1号に該当して上場廃止となる場合であって、当該合併に係る存続会社の株券が外国の金融商品取引所等において直ちに上場又は継続的に取引されるとき 当該合併に係る存続会社</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 上場外国株券が、その上場会社の外国持株会社（株式を所有することにより他の会社の事業活動を支配することを主たる事業とする外国会社をいう。以下同じ。）への組織変更により株券上場廃止基準第2条第2項第1号に該当して上場廃止となる場合</p>

であって、当該外国持株会社の株券が外国の金融商品取引所等において直ちに上場又は継続的に取引されるとき

当該外国持株会社

(5) (略)

(セントレックスへの上場審査基準)

第6条 (略)

2 (略)

3 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める会社が発行者である株券の上場を遅滞なく申請するとき（第1号に定める存続会社の親会社又は第3号に定める当該他の会社の親会社が外国会社であるときは、当取引所が適当と認める場合に限る。）は、第1項及び前項の規定に基づく上場審査については、原則として、第1項第1号から第4号まで及び前項第1号の規定を適用しないものとする。ただし、当該各号に定める会社が発行者である株券が上場時において株券上場廃止基準第2条第1項第17号に規定する「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると当取引所が認めた場合」並びに同項第19号及び第20号に該当しないこととなる見込みがあり、かつ、上場後最初に終了する事業年度の末日（事業年度の末日と異なる日が株主基準日である会社が発行する株券にあつては上場後最初に到来する株主基準日）までに株主数に係る株券上場廃止基準に該当しないこととなる見込みがあることを要するものとする。

(1) (略)

(2) 上場外国株券が、セントレックスの上場会社の設立準拠法の変更のための合併により株券上場廃止基準第2条の2 第3項第3号の規定による第2条第3項第1号に該当して上場廃止となる場合であつて、当該合併に係る存続会社の株券が外国の金融商品取引所等において直ちに上場又は継続的に取引されるとき

当該合併に係る存続会社

(3) (略)

(4) 上場外国株券が、セントレックスの上場会社の外国持株会社への組織変更により株券上場廃止基準第2条の2 第3項第3号の規定による第2条第3項第

であって、当該外国持株会社の株券が外国の金融商品取引所等において直ちに上場又は継続的に取引されるとき

当該外国持株会社

(5) (略)

(セントレックスへの上場審査基準)

第6条 (略)

2 (略)

3 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める会社が発行者である株券の上場を遅滞なく申請するとき（第1号に定める存続会社の親会社又は第3号に定める当該他の会社の親会社が外国会社であるときは、当取引所が適当と認める場合に限る。）は、第1項及び前項の規定に基づく上場審査については、原則として、第1項第1号から第4号まで及び前項第1号の規定を適用しないものとする。ただし、当該各号に定める会社が発行者である株券が上場時において株券上場廃止基準第2条第1項第17号に規定する「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると当取引所が認めた場合」並びに同項第19号及び第20号に該当しないこととなる見込みがあり、かつ、上場後最初に終了する事業年度の末日までに株主数に係る株券上場廃止基準に該当しないこととなる見込みがあることを要するものとする。

(1) (略)

(2) 上場外国株券が、セントレックスの上場会社の設立準拠法の変更のための合併により株券上場廃止基準第2条の2 第2項第3号の規定による第2条第2項第1号に該当して上場廃止となる場合であつて、当該合併に係る存続会社の株券が外国の金融商品取引所等において直ちに上場又は継続的に取引されるとき

当該合併に係る存続会社

(3) (略)

(4) 上場外国株券が、セントレックスの上場会社の外国持株会社への組織変更により株券上場廃止基準第2条の2 第2項第3号の規定による第2条第2項第

1号に該当して上場廃止となる場合であって、当該外国持株会社の株券が外国の金融商品取引所等において直ちに上場又は継続的に取引されるとき

当該外国持株会社

- (5) セントレックスの上場会社が、人的分割を行うに当たり、その吸収分割契約又は新設分割計画に基づき他の会社に上場契約を承継させようとするにより株券上場廃止基準第2条の2第1項第5号又は第3項第3号の規定による同基準第2条第1項第12号後段に該当して上場廃止となる場合（当該他の会社がセントレックスの上場会社の主要な事業を承継するものと当取引所が認める場合（セントレックスの上場会社が当該行為を行うとともに、上場会社（セントレックスの上場会社を除く。）が当該行為を行う場合にあつては、当該行為後の当該他の会社についてセントレックスの上場会社が実質的な存続会社でないときと当取引所が認めるときを除く。）に限る。）

当該他の会社（当該会社が発行者である株券を当該人的分割に際して交付する場合に限る。）

付 則

この改正規定は、平成30年3月31日から施行する。

1号に該当して上場廃止となる場合であって、当該外国持株会社の株券が外国の金融商品取引所等において直ちに上場又は継続的に取引されるとき

当該外国持株会社

- (5) セントレックスの上場会社が、人的分割を行うに当たり、その吸収分割契約又は新設分割計画に基づき他の会社に上場契約を承継させようとするにより株券上場廃止基準第2条の2第1項第5号又は第2項第3号の規定による同基準第2条第1項第12号後段に該当して上場廃止となる場合（当該他の会社がセントレックスの上場会社の主要な事業を承継するものと当取引所が認める場合（セントレックスの上場会社が当該行為を行うとともに、上場会社（セントレックスの上場会社を除く。）が当該行為を行う場合にあつては、当該行為後の当該他の会社についてセントレックスの上場会社が実質的な存続会社でないときと当取引所が認めるときを除く。）に限る。）

当該他の会社（当該会社が発行者である株券を当該人的分割に際して交付する場合に限る。）

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場廃止等に関する開示)</p> <p>第8条 上場会社は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める書面を当取引所に提出したときは、直ちに当該書面を開示しなければならない。</p> <p>(1) 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第1項第4号に規定する上場時価総額が20億円未満である場合に該当した場合 同号に規定する書面</p> <p>(2) 株券上場廃止基準第2条第1項第2号b（同条第3項第4号による場合を含む。）に規定する流通株式数が上場会社の事業年度の末日において上場株式数の5%未満である場合に該当した場合 株券上場廃止基準の取扱い1(1)1に規定する公募、売出し又は数量制限付分売予定書</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(特設注意市場銘柄の指定及び指定解除)</p> <p>第47条 当取引所は、上場会社が次の各号に掲げる場合であって、かつ、当該上場会社の内部管理体制の状況等について改善の必要性が高いと認めるときは、当該上場会社が発行者である上場株券を特設注意市場銘柄に指定することができる。</p> <p>(1) 上場会社が株券上場廃止基準第2条第1項第9号の2、第12号、第19号又は第20号（同基準第2条第3項第4号、第2条の2第1項第5号又は同条第3項第2号による場合を含む。）に該当するおそれがあると当取引所が認めた後、当該各号に該当しないと当取引所が認めた場合</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成30年3月31日から施行する。</p>	<p>(上場廃止等に関する開示)</p> <p>第8条 上場会社は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める書面を当取引所に提出したときは、直ちに当該書面を開示しなければならない。</p> <p>(1) 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第4号に規定する上場時価総額が20億円未満である場合に該当した場合 同号に規定する書面</p> <p>(2) 株券上場廃止基準第2条第1項第2号b（同条第2項第4号による場合を含む。）に規定する流通株式数が上場会社の事業年度の末日において上場株式数の5%未満である場合に該当した場合 株券上場廃止基準の取扱い1(1)1に規定する公募、売出し又は数量制限付分売予定書</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(特設注意市場銘柄の指定及び指定解除)</p> <p>第47条 当取引所は、上場会社が次の各号に掲げる場合であって、かつ、当該上場会社の内部管理体制の状況等について改善の必要性が高いと認めるときは、当該上場会社が発行者である上場株券を特設注意市場銘柄に指定することができる。</p> <p>(1) 上場会社が株券上場廃止基準第2条第1項第9号の2、第12号、第19号又は第20号（同基準第2条第2項第4号、第2条の2第1項第5号又は同条第2項第2号による場合を含む。）に該当するおそれがあると当取引所が認めた後、当該各号に該当しないと当取引所が認めた場合</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2～8 (略)</p>

上場株券の市場第一部銘柄指定基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(指定の特例)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 株券上場審査基準第4条第3項の規定の適用を受ける株券(市場第一部銘柄の上場会社が同項各号に規定する行為により上場廃止となる上場株券の発行者である場合に限る。)のうち、次の各号に適合するものについては、市場第一部銘柄に指定することができるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 流通株式数</p> <p style="padding-left: 2em;">流通株式数(上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第1項第2号に規定する流通株式数をいう。第4項第2号において同じ。)が、上場後最初に終了する事業年度の末日までに、1万単位以上(1単位は、業務規程第15条に規定する売買単位をいう。以下同じ。)となる見込みのあること。</p> <p>3～5 (略)</p> <p><u>6 事業年度の末日と異なる日が株主基準日である会社が発行する株券についての第2項第1号及び第2号並びに第4項第1号及び第2号の規定の適用については、第2項第1号及び第2号中「上場後最初に終了する事業年度の末日」とあるのは「上場後最初に到来する株主基準日」と、第4項第1号及び第2号中「その効力を生ずる日の属する事業年度の末日」とあるのは「その効力を生ずる日以後最初に到来する株主基準日」とする。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成30年3月31日から施行する。</p>	<p>(指定の特例)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 株券上場審査基準第4条第3項の規定の適用を受ける株券(市場第一部銘柄の上場会社が同項各号に規定する行為により上場廃止となる上場株券の発行者である場合に限る。)のうち、次の各号に適合するものについては、市場第一部銘柄に指定することができるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 流通株式数</p> <p style="padding-left: 2em;">流通株式数(上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第2号に規定する流通株式数をいう。第4項第2号において同じ。)が、上場後最初に終了する事業年度の末日までに、1万単位以上(1単位は、業務規程第15条に規定する売買単位をいう。以下同じ。)となる見込みのあること。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(新設)</p>

上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(指定替え基準)</p> <p>第2条 (略)</p> <p><u>2 事業年度の末日と異なる日が株主基準日である上場会社についての前項第1号及び第2号の規定の適用については、株主基準日における株主数及び流通株式数を事業年度の末日における株主数及び流通株式数とみなすものとする。</u></p> <p>(審査資料)</p> <p>第3条 前条第1項第1号、第2号及び第5号の審査は、上場会社の事業年度の末日現在の資料<u>(同条第2項の適用を受ける上場会社にあつては株主基準日現在の資料)</u>に基づいて審査を行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、前条第1項第1号及び第2号の審査は、当取引所が定めるところにより、上場会社の事業年度の末日以外の時現在の資料<u>(同条第2項の適用を受ける上場会社にあつては株主基準日以外の時現在の資料)</u>に基づいて審査を行うことができる。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成30年3月31日から施行し、改正規定施行の日以後の日を事業年度の末日とするものから適用する。</p>	<p>(指定替え基準)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(審査資料)</p> <p>第3条 前条第1号、第2号及び第5号の審査は、上場会社の事業年度の末日現在の資料に基づいて審査を行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、前条第1号及び第2号の審査は、当取引所が定めるところにより、上場会社の事業年度の末日以外の時現在の資料に基づいて審査を行うことができる。</p>

株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 上場銘柄（セントレックス上場銘柄を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 流通株式数</p> <p>次のa又はbに該当する場合。ただし、当取引所が定めるところにより上場会社がa又はbに定める期間の最終日後に公募、売出し又は数量制限付分売等を行った場合はこの限りでない。</p> <p>a 流通株式数（上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第1項第2号に規定する流通株式数をいう。以下同じ。）が、上場会社の事業年度の末日において1,000単位未満（1単位は、業務規程第15条に規定する売買単位をいう。以下同じ。）である場合において、1年以内に1,000単位以上とならないとき。</p> <p>b (略)</p> <p>(3)～(20) (略)</p> <p><u>2 事業年度の末日と異なる日が株主基準日である上場会社についての前項第1号及び第2号の規定の適用については、株主基準日における株主数、流通株式数及び上場株式数を事業年度の末日における株主数、流通株式数及び上場株式数とみなすものとする。</u></p> <p><u>3 上場銘柄が外国株券である場合には、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止するものとする。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 第1項第1号から第12号まで、第15号及び第17号から第20号までのいずれかに該当した場合</p> <p>(セントレックスの上場廃止基準)</p> <p>第2条の2 (略)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>2 事業年度の末日と異なる日が株主基準日である上場会社についての前項第1号の規定の適用については、株主基準日における株主数を事業年度の末日における</u></p>	<p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 上場銘柄（セントレックス上場銘柄を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 流通株式数</p> <p>次のa又はbに該当する場合。ただし、当取引所が定めるところにより上場会社がa又はbに定める期間の最終日後に公募、売出し又は数量制限付分売等を行った場合はこの限りでない。</p> <p>a 流通株式数（上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第2号に規定する流通株式数をいう。以下同じ。）が、上場会社の事業年度の末日において1,000単位未満（1単位は、業務規程第15条に規定する売買単位をいう。以下同じ。）である場合において、1年以内に1,000単位以上とならないとき。</p> <p>b (略)</p> <p>(3)～(20) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>2 上場銘柄が外国株券である場合には、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止するものとする。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>前条</u>第1項第1号から第12号まで、第15号及び第17号から第20号までのいずれかに該当した場合</p> <p>(セントレックスの上場廃止基準)</p> <p>第2条の2 (略)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(新設)</p>

株主数とみなすものとする。

3 セントレックス上場銘柄が外国株券である場合には、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止するものとする。

- (1) 第1項第1号から第4号の2までのいずれかに該当した場合
- (2) (略)
- (3) 前条第3項第1号から第3号までのいずれかに該当した場合

(審査の資料)

第3条 第2条第1項第1号、第2号及び第5号(同条第3項第4号による場合を含む。)並びに前条第1項第1号、第4号及び第4号の2(前条第3項第1号による場合を含む。)の審査は、上場会社の事業年度の末日現在の資料(第2条第2項及び前条第2項の適用を受ける上場会社にあつては株主基準日現在の資料)に基づいて審査を行う。

2 前項の規定にかかわらず、第2条第1項第1号及び第2号(同条第3項第4号による場合を含む。)並びに前条第1項第1号(前条第3項第1号による場合を含む。)の審査は、当取引所が定めるところにより、上場会社の事業年度の末日以外の時現在の資料(第2条第2項及び前条第2項の適用を受ける上場会社にあつては株主基準日以外の時現在の資料)に基づいて行うことができる。

(再建計画等の審査に係る申請)

第3条の2 当取引所は、第2条第1項第7号(同条第3項第4号若しくは第2条の2第1項第5号又は第3項第2号による場合を含む。)に定める当取引所が適当と認める再建計画であるかどうか及び上場時価総額の審査は、上場会社からの申請に基づき行うものとする。この場合において、当該申請は、当取引所が定めるところによるものとする。

2 (略)

(不適当な合併等の審査に係る申請)

第3条の3 当取引所は、第2条第1項第9号(同条第3項第4号若しくは第2条の2第1項第5号又は第3

2 セントレックス上場銘柄が外国株券である場合には、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止するものとする。

- (1) 前項第1号から第4号の2までのいずれかに該当した場合
- (2) (略)
- (3) 前条第2項第1号から第3号までのいずれかに該当した場合

(審査の資料)

第3条 第2条第1項第1号、第2号及び第5号(同条第2項第4号による場合を含む。)並びに前条第1項第1号、第4号及び第4号の2(前条第2項第1号による場合を含む。)の審査は、上場会社の事業年度の末日現在の資料に基づいて審査を行う。

2 前項の規定にかかわらず、第2条第1項第1号及び第2号(同条第2項第4号による場合を含む。)並びに前条第1項第1号(前条第2項第1号による場合を含む。)の審査は、当取引所が定めるところにより、上場会社の事業年度の末日以外の時現在の資料に基づいて行うことができる。

(再建計画等の審査に係る申請)

第3条の2 当取引所は、第2条第1項第7号(同条第2項第4号若しくは第2条の2第1項第5号又は第2項第2号による場合を含む。)に定める当取引所が適当と認める再建計画であるかどうか及び上場時価総額の審査は、上場会社からの申請に基づき行うものとする。この場合において、当該申請は、当取引所が定めるところによるものとする。

2 (略)

(不適当な合併等の審査に係る申請)

第3条の3 当取引所は、第2条第1項第9号(同条第2項第4号若しくは第2条の2第1項第5号又は第2

項第2号による場合を含む。)に定める株券上場審査基準に準じて当取引所が定める基準に適合しないかどうかの審査については、上場会社からの申請に基づき行うものとする。この場合において、当該申請は、当取引所が定めるところによるものとする。

2～4 (略)

付 則

- 1 この改正規定は、平成30年3月31日から施行する。
- 2 改正後の第2条第2項、第2条の2第2項及び第3条の規定は、この改正規定施行の日以後の日を事業年度の末日とするものから適用する。

項第2号による場合を含む。)に定める株券上場審査基準に準じて当取引所が定める基準に適合しないかどうかの審査については、上場会社からの申請に基づき行うものとする。この場合において、当該申請は、当取引所が定めるところによるものとする。

2～4 (略)

優先株に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場廃止基準)</p> <p>第5条 上場優先株の発行者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該発行者が発行する優先株全銘柄の上場を廃止する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上場優先株の発行者が発行者である株券が株券上場廃止基準第2条第1項及び第3項の各号又は第2条の2第1項及び第3項の各号のいずれかに該当した場合（同基準第2条第1項第18号（同基準第2条第3項第4号若しくは第2条の2第1項第5号又は第3項第2号による場合を含む。）に該当した場合のうち当取引所が適当と認める場合を除く。）</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 事業年度の末日と異なる日が株主基準日である上場優先株の発行者についての前項第1号及び第2号の規定の適用については、株主基準日における株主数、流通株式数及び上場株式数を事業年度の末日における株主数、流通株式数及び上場株式数とみなすものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成30年3月31日から施行する。</p> <p>2 改正後の第5条第3項の規定は、この改正規定施行の日以後の日を事業年度の末日とするものから適用する。</p>	<p>(上場廃止基準)</p> <p>第5条 上場優先株の発行者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該発行者が発行する優先株全銘柄の上場を廃止する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上場優先株の発行者が発行者である株券が株券上場廃止基準第2条各項の各号及び第2条の2各項の各号のいずれかに該当した場合（同基準第2条第1項第18号（同基準第2条第2項第4号若しくは第2条の2第1項第5号又は第2項第2号による場合を含む。）に該当した場合のうち当取引所が適当と認める場合を除く。）</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>

転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場廃止基準)</p> <p>第4条 上場転換社債型新株予約権付社債券の発行者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該発行者が発行する転換社債型新株予約権付社債券全銘柄の上場を廃止する。ただし、第3号に該当する場合において、当取引所が特に上場の継続を必要と認める銘柄については、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 発行する株券が株券上場廃止基準第2条第1項及び第3項の各号又は第2条の2第1項及び第3項の各号のいずれかに該当した場合（次号に該当する場合を除く。）</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成30年3月31日から施行する。</p>	<p>(上場廃止基準)</p> <p>第4条 上場転換社債型新株予約権付社債券の発行者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該発行者が発行する転換社債型新株予約権付社債券全銘柄の上場を廃止する。ただし、第3号に該当する場合において、当取引所が特に上場の継続を必要と認める銘柄については、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 発行する株券が株券上場廃止基準第2条各項の各号又は第2条の2各項の各号のいずれかに該当した場合（次号に該当する場合を除く。）</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>

制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(貸借銘柄の選定基準)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 株券上場審査基準の取扱い2(1)aの(b)の規定は前項第2号に規定する流通株式数について、株券上場審査基準の取扱い2(1)aの(b)から(f)及び同dの規定は前項第3号に規定する株主数について、上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱い2(4)及び株券上場廃止基準の取扱い1(4)bの規定は前項第4号に規定する純資産の額について、それぞれ準用する。この場合における読替えは、別表第1のとおりとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、株券上場審査基準第4条第3項第1号若しくは第3号又は第6条第3項第1号若しくは第3号の規定の適用を受けて上場される株券（これらの規定に定める行為の当事者の発行する株券が貸借銘柄である場合に限る。）に対する最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1) 第1項第7号、第9号及び第10号の各号に適合する銘柄であるとき。</p> <p><u>(1)の2 流通株式数が、上場後最初に終了する事業年度の末日までに第6条第1項第1号の規定に該当しない見込みのある銘柄であるとき。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 第1項の規定にかかわらず、貸借銘柄でない上場会社が、貸借銘柄である上場会社を吸収合併する場合又は貸借銘柄である上場会社を完全子会社とする株式交換を行う場合における当該貸借銘柄でない上場会社の株券に対する合併又は株式交換の後最初の選定審査に</p>	<p>(貸借銘柄の選定基準)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 株券上場審査基準の取扱い2(1)aの(b)の規定は前項第2号に規定する流通株式数について、株券上場審査基準の取扱い2(1)aの(b)から(f)及び同dの規定は前項第3号に規定する株主数について、上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱い2(5)及び株券上場廃止基準の取扱い1(4)bの規定は前項第4号に規定する純資産の額について、それぞれ準用する。この場合における読替えは、別表第1のとおりとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>第1項の規定にかかわらず、直接市場第一部上場銘柄が制度信用銘柄に選定された後最初の貸借銘柄の選定（当該銘柄の上場日が属する事業年度に行うものに限る。）においては、第1項第5号から第10号までの各号に適合する場合に、これを貸借銘柄に選定するものとする。</u></p> <p>5 第1項の規定にかかわらず、株券上場審査基準第4条第3項第1号若しくは第3号又は第6条第3項第1号若しくは第3号の規定の適用を受けて上場される株券（これらの規定に定める行為の当事者の発行する株券が貸借銘柄である場合に限る。）に対する最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1) 第1項第2号、第7号、第9号及び第10号の各号に適合する銘柄であるとき。</p> <p>(新設)</p> <p>(2) (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 第1項の規定にかかわらず、貸借銘柄でない上場会社が、貸借銘柄である上場会社を吸収合併する場合又は貸借銘柄である上場会社を完全子会社とする株式交換を行う場合における当該貸借銘柄でない上場会社の株券に対する合併又は株式交換の後最初の選定審査に</p>

においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) 第1項第5号、第6号及び第8号から第10号の各号に適合する銘柄であるとき。

(1)の2 流通株式数が、合併又は株式交換の後最初に終了する事業年度の末日までに第6条第1項第1号の規定に該当しない見込みのある銘柄であるとき。

(2) (略)

7 事業年度の末日と異なる日が株主基準日（有価証券報告書に記載される大株主の状況に係る基準日をいう。以下同じ。）である会社についての第4項第1号の2及び第2号の規定の適用については、同項第1号の2及び第2号中「上場後最初に終了する事業年度の末日」とあるのは、「上場後最初に到来する株主基準日」とし、第6項第1号の2及び第2号の規定の適用については、同項第1号の2及び第2号中「合併又は株式交換の後最初に終了する事業年度の末日」とあるのは、「合併又は株式交換の後最初に到来する株主基準日」とする。

(選定取消基準の特例)

第7条 第6条第1項の規定にかかわらず、貸借銘柄が同項第1号又は第2号に該当するときは、原則として該当した事業年度の末日の翌日から起算して1か年目の日（事業年度の末日の変更により当該1か年目の日が当該銘柄の株券の発行者の事業年度の末日に当たらないときは、当該1か年目の日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この条において「猶予期間」という。）を通じてこの規定に該当したと認められる場合を除き、貸借銘柄の選定の取消しは行わない。

2 猶予期間内に株主基準日を事業年度の末日と異なる日に変更した銘柄及び事業年度の末日と異なる日が株主基準日である銘柄についての前項の規定の適用については、猶予期間の最終日の属する事業年度に係る株主基準日における株主数及び流通株式数を猶予期間の最終日における株主数及び流通株式数とみなすものとする。

3 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(1)hからkまでの規定は、第

においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) 第1項第2号、第5号、第6号及び第8号から第10号の各号に適合する銘柄であるとき。

(新設)

(2) (略)

(新設)

(選定取消基準の特例)

第7条 第6条第1項の規定にかかわらず、貸借銘柄が第6条第1項第2号に該当するときは、原則として該当した事業年度の末日の翌日から起算して1か年目の日（事業年度の末日の変更により当該1か年目の日が当該銘柄の株券の発行者の事業年度の末日に当たらないときは、当該1か年目の日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この条において「猶予期間」という。）を通じてこの規定に該当したと認められる場合を除き、貸借銘柄の選定の取消しは行わない。

(新設)

2 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(1)hからkまでの規定は、第

6条第1項第1号又は第2号に該当し猶予期間に入った貸借銘柄について準用する。この場合における読替えは、別表第3のとおりとする。

(選定又は選定取消しの資料)

第9条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる規定による選定又は選定取消しについては、当該各号に掲げる資料によるものとする。

(1) 第3条第1項第3号及び第7項第2号並びに第6条第1項第2号

上場会社から提出される有価証券報告書等又は上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い10(7) aの規定により上場会社から提出される株式の分布状況表等

(2)～(3) (略)

付 則

- 1 この改正規定は、平成30年3月31日から施行する。
- 2 改正後の第7条、別表第1及び別表第2の規定は、この改正規定施行の日以後の日を事業年度の末日とするものから適用する。

別表第1 (第3条第1項関係)

	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
株券上場審査基準の取扱い2 <u>(1) a の(e)</u>	当該基準日等	審査対象事業年度の末日(事業年度の末日と異なる日が株主基準日である場合、審査対象事業年度に係る株主基準日)
株券上場審査基準の取扱い2 <u>(1) a の(e)及び</u>	最近の基準日等	審査対象事業年度の末日(事業年度の末日と異

6条第1項第2号に該当し猶予期間に入った貸借銘柄について準用する。この場合における読替えは、別表第3のとおりとする。

(選定又は選定取消しの資料)

第9条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる規定による選定又は選定取消しについては、当該各号に掲げる資料によるものとする。

(1) 第3条第1項第3号及び第7項第2号並びに第6条第1項第2号

上場会社から提出される有価証券報告書等又は上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い11(7) aの規定により上場会社から提出される株式の分布状況表等

(2)～(3) (略)

別表第1 (第3条第1項関係)

	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
(新設)		
(新設)		

d		なる日が株主基準日である場合、審査対象事業年度に係る株主基準日)	
株券上場審査基準の取扱い2 (1) a の(f)	基準日等	審査対象事業年度の末日(事業年度の末日と異なる日が株主基準日である場合、審査対象事業年度に係る株主基準日)	(新設)

別表第2 (第6条第1項関係)

	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
株券上場審査基準の取扱い2 (1) a の(e)	最近の基準日等	審査対象事業年度の末日(事業年度の末日と異なる日が株主基準日である場合、審査対象事業年度に係る株主基準日)
	当該基準日等	審査対象事業年度の末日(事業年度の末日と異なる日が株主基準日である場合、審査対象事業年度に係る株主基準日)

別表第2 (第6条第1項関係)

	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
(新設)		

有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2 第3条（新規上場申請手続）第2項関係</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第11号に規定する「当取引所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、セントレックスへの新規上場申請者は、dからgまで、j及びmに規定する書類については、添付を要しない。</p> <p>a～n (略)</p> <p>o 相互会社（保険業法に規定する相互会社をいう。以下同じ。）が組織変更後の株式会社の株券の上場を申請する場合は、次の書類</p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p>(c) 保険業法第87条第1項に規定する書類の写し</p> <p>p～s (略)</p> <p>(4)～(6) (略)</p>	<p>2 第3条（新規上場申請手続）第2項関係</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第11号に規定する「当取引所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、セントレックスへの新規上場申請者は、dからgまで、j及びmに規定する書類については、添付を要しない。</p> <p>a～n (略)</p> <p>o 相互会社（保険業法に規定する相互会社をいう。以下同じ。）が組織変更後の株式会社の株券の上場を申請する場合は、次の書類</p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p>(c) 保険業法第86条の2第1項に規定する書類の写し</p> <p>p～s (略)</p> <p>(4)～(6) (略)</p>
<p>12 第9条（新株券等の上場申請）第1項関係</p> <p>第1項に規定する「当取引所が定める事項」とは、次の各号に掲げる事項をいう。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 上場申請に係る株券が、株券上場廃止基準第2条第1項第18号（同基準第2条第3項第4号若しくは第2条の2第1項第5号又は第3項第2号の規定による場合を含む。）に該当して上場廃止となる銘柄と引換えに交付される株券である場合には、当該株券の内容に関する事項</p> <p>(5) (略)</p>	<p>12 第9条（新株券等の上場申請）第1項関係</p> <p>第1項に規定する「当取引所が定める事項」とは、次の各号に掲げる事項をいう。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 上場申請に係る株券が、株券上場廃止基準第2条第1項第18号（同基準第2条第2項第4号若しくは第2条の2第1項第5号又は第2項第2号の規定による場合を含む。）に該当して上場廃止となる銘柄と引換えに交付される株券である場合には、当該株券の内容に関する事項</p> <p>(5) (略)</p>
<p>13の3 第10条の3（新株予約権証券の上場）関係</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 第1項第4号に定める事項についての上場審査は、次のaからcまでに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。</p> <p>a 次の(a)から(e)までに該当しないこと（コミットメント型の場合を除く。）。</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 新株予約権証券の発行者である上場会社</p>	<p>13の3 第10条の3（新株予約権証券の上場）関係</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 第1項第4号に定める事項についての上場審査は、次のaからcまでに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。</p> <p>a 次の(a)から(e)までに該当しないこと（コミットメント型の場合を除く。）。</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 新株予約権証券の発行者である上場会社</p>

の上場株券が、次のイからニまでのいずれかに該当する場合

イ 株券上場廃止基準第2条第1項第1号、第2号a若しくはb、第3号又は第4号に定める期間内にある場合（同条第3項第4号の規定による場合を含む。）

ロ 株券上場廃止基準第2条第1項第9号a又はbに定める期間内にある場合（同条第3項第4号、同基準第2条の2第1項第5号又は同条第3項第2号の規定による場合を含む。）

ハ 株券上場廃止基準第2条の2第1項第1号、第2号、第3号又は第4号の2に定める期間内にある場合（同条第3項第1号の規定による場合を含む。）

ニ (略)

(c)～(e) (略)

b・c (略)

(6) (略)

21 第23条（テクニカル上場時の引継ぎ）関係

第23条に規定する「当取引所が定める規定」とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) (略)

(2) 株券上場廃止基準第2条第1項第9号a又はb（同基準第2条第3項第4号若しくは第2条の2第1項第5号又は第3項第2号の規定による場合を含む。）

(3) 株券上場廃止基準第2条第1項第9号の2（同基準第2条第3項第4号若しくは第2条の2第1項第5号又は第3項第2号の規定による場合を含む。）

(4) 株券上場廃止基準の取扱い1(11)a及びb（同基準第2条第3項第4号若しくは第2条の2第1項第5号又は第3項第2号の規定による場合を含む。）

(5) 株券上場廃止基準第2条の2第1項第4号の2（同基準第2条の2第3項第1号の規定による場合を含む。）

付 則

この改正規定は、平成30年3月31日から施行する。

の上場株券が、次のイからニまでのいずれかに該当する場合

イ 株券上場廃止基準第2条第1項第1号、第2号a若しくはb、第3号又は第4号に定める期間内にある場合（同条第2項第4号の規定による場合を含む。）

ロ 株券上場廃止基準第2条第1項第9号a又はbに定める期間内にある場合（同条第2項第4号、同基準第2条の2第1項第5号又は同条第2項第2号の規定による場合を含む。）

ハ 株券上場廃止基準第2条の2第1項第1号、第2号、第3号又は第4号の2に定める期間内にある場合（同条第2項第1号の規定による場合を含む。）

ニ (略)

(c)～(e) (略)

b・c (略)

(6) (略)

21 第23条（テクニカル上場時の引継ぎ）関係

第23条に規定する「当取引所が定める規定」とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) (略)

(2) 株券上場廃止基準第2条第1項第9号a又はb（同基準第2条第2項第4号若しくは第2条の2第1項第5号又は第2項第2号の規定による場合を含む。）

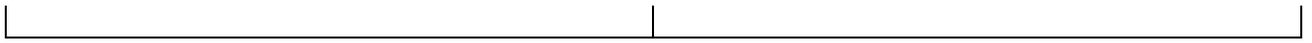
(3) 株券上場廃止基準第2条第1項第9号の2（同基準第2条第2項第4号若しくは第2条の2第1項第5号又は第2項第2号の規定による場合を含む。）

(4) 株券上場廃止基準の取扱い1(11)a及びb（同基準第2条第2項第4号若しくは第2条の2第1項第5号又は第2項第2号の規定による場合を含む。）

(5) 株券上場廃止基準第2条の2第1項第4号の2（同基準第2条の2第2項第1号の規定による場合を含む。）

上場手数料等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場手数料)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 株券の上場手数料については、前項に定めるところによるほか、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 有価証券上場規程第15条の規定による場合の上場廃止の日又は株券上場廃止基準第2条第1項及び第3項の各号又は第2条の2第1項及び第3項の各号のいずれかに該当することとなった日以降に到来する支払期日に支払う上場手数料については、これを免除することができる。ただし、第3号の規定に該当し、上場手数料を免除することとした会社の上場廃止の前日に上場した株券に係る上場手数料については、免除しないものとする。</p> <p>(年間上場料)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 株券の年間上場料については、前2項に定めるところによるほか、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 有価証券上場規程第15条の規定による場合の上場廃止の日又は株券上場廃止基準第2条第1項及び第3項の各号又は第2条の2第1項及び第3項の各号のいずれかに該当することとなった日以降に到来する支払期日に支払う年間上場料については、これを免除することができる。ただし、第2条第3項第3号に該当し、上場手数料を免除することとした会社の年間上場料は、免除しないものとする。</p> <p>(6) (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成30年3月31日から施行する。</p>	<p>(上場手数料)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 株券の上場手数料については、前項に定めるところによるほか、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 有価証券上場規程第15条の規定による場合の上場廃止の日又は株券上場廃止基準第2条各項の各号又は第2条の2各項の各号のいずれかに該当することとなった日以降に到来する支払期日に支払う上場手数料については、これを免除することができる。ただし、第3号の規定に該当し、上場手数料を免除することとした会社の上場廃止の前日に上場した株券に係る上場手数料については、免除しないものとする。</p> <p>(年間上場料)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 株券の年間上場料については、前2項に定めるところによるほか、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 有価証券上場規程第15条の規定による場合の上場廃止の日又は株券上場廃止基準第2条各項の各号又は第2条の2各項の各号のいずれかに該当することとなった日以降に到来する支払期日に支払う年間上場料については、これを免除することができる。ただし、第2条第3項第3号に該当し、上場手数料を免除することとした会社の年間上場料は、免除しないものとする。</p> <p>(6) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>



上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い一部改正新旧対照表

新	旧
<p>10 第20条（書類の提出等）第1項関係</p> <p>第1項に規定する書類の提出等については、次の(1)から(9)までに定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 分布状況表の提出</p> <p>a 上場内国会社は、各事業年度の末日現在における当取引所の定める様式による「株式の分布状況表」及び「上場優先株の分布状況表」を、事業年度経過後2か月以内で分布状況の判明後遅滞なく、当取引所に提出するものとする。<u>ただし、事業年度の末日と異なる日が株主基準日である上場内国会社にあつては、株主基準日現在における「株式の分布状況表」及び「上場優先株の分布状況表」を、株主基準日経過後2か月以内で分布状況の判明後遅滞なく、当取引所に提出するものとする。</u></p> <p>b (略)</p> <p>(8)～(10) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成30年3月31日から施行し、改正規定施行の日以後の日を事業年度の末日とするものから適用する。</p>	<p>10 第20条（書類の提出等）第1項関係</p> <p>第1項に規定する書類の提出等については、次の(1)から(9)までに定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 分布状況表の提出</p> <p>a 上場内国会社は、各事業年度の末日現在における当取引所の定める様式による「株式の分布状況表」及び「上場優先株の分布状況表」を、事業年度経過後2か月以内で分布状況の判明後遅滞なく、当取引所に提出するものとする。</p> <p>b (略)</p> <p>(8)～(10) (略)</p>

上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 第2条（指定の特例）関係</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 2(1)から(7)までの規定は、第3項の場合について準用する。<u>この場合において、同(3) a 中「公募又は売出しの見込み価格」とあるのは「公募又は売出しの価格」と、「市場第一部銘柄の指定を承認する日の前々日」とあるのは「公募又は売出しの価格を決定した日」と読み替える。</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) 株券上場審査基準の取扱い2(2)の規定は、第5項第2号の場合について準用する。<u>この場合において、同2(2) a の(a)及びb 中「公募又は売出しの見込み価格」とあるのは「公募又は売出しの価格」と、「上場を承認する日の前々日」とあるのは「公募又は売出しの価格を決定した日」と読み替える。</u></p> <p>2 第3条（指定基準）第1項関係</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 上場時価総額</p> <p>第4号に規定する「上場時価総額」とは、次のa又はbに掲げる区分に従い、当該a又はbに定める価格に、一部指定日において見込まれる上場株式数を乗じて得た額をいうものとする。</p> <p>a・b (略)</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成30年3月31日から施行する。</p>	<p>1 第2条（指定の特例）関係</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 2(1)から(7)までの規定は、第3項の場合について準用する。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) 株券上場審査基準の取扱い2(2)の規定は、第5項第2号の場合について準用する。</p> <p>2 第3条（指定基準）第1項関係</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 上場時価総額</p> <p>第4号に規定する「<u>上場時価総額が40億円以上となる見込みのあること</u>」とは、次のa又はbに掲げる区分に従い、当該a又はbに定める価格に、一部指定日において見込まれる上場株式数を乗じて得た額をいうものとする。</p> <p>a・b (略)</p> <p>(4)～(7) (略)</p>

上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 第2条（指定替え基準）<u>第1項</u>関係</p> <p>(1) 株主数及び流通株式数</p> <p>a・b (略)</p> <p><u>bの2 猶予期間内に株主基準日を事業年度の末日と異なる日に変更した上場会社及び事業年度の末日と異なる日が株主基準日である上場会社についての前bの規定の適用については、猶予期間の最終日の属する事業年度に係る株主基準日における株主数及び流通株式数を猶予期間の最終日における株主数及び流通株式数とみなすものとする。</u></p> <p>c 第1号に規定する株主数及び第2号に規定する流通株式数は、上場会社から提出される有価証券報告書又は上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い<u>10(7) a</u>の規定により上場会社から提出される「株式の分布状況表」等に記載された株式の分布状況によるものとする。</p> <p>d～f (略)</p> <p>g 第2号に規定する流通株式数が1万単位未満である銘柄が、<u>猶予期間内（猶予期間内に株主基準日を事業年度の末日と異なる日に変更した銘柄にあっては、審査対象事業年度の末日の翌日から猶予期間の最終日の属する事業年度に係る株主基準日までの期間内をいい、事業年度の末日と異なる日が株主基準日である銘柄にあっては、審査対象事業年度に係る株主基準日の翌日から猶予期間の最終日の属する事業年度に係る株主基準日までの期間内をいう。次のhにおいて同じ。）</u>において、次の(a)又は(b)に該当することとなった場合には、1万単位以上となったものとして取り扱う。この場合における審査は、上場会社が当取引所の定める事項を記載した書類を提出したときに行うものとする。</p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p>h～j (略)</p> <p>k 上場会社が猶予期間の最終日<u>（猶予期間内に株</u></p>	<p>1 第2条（指定替え基準）関係</p> <p>(1) 株主数及び流通株式数</p> <p>a・b (略)</p> <p>(新設)</p> <p>c 第1号に規定する株主数及び第2号に規定する流通株式数は、上場会社から提出される有価証券報告書又は上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い<u>11(7) a</u>の規定により上場会社から提出される「株式の分布状況表」等に記載された株式の分布状況によるものとする。</p> <p>d～f (略)</p> <p>g 第2号に規定する流通株式数が1万単位未満である銘柄が、猶予期間内において、次の(a)又は(b)に該当することとなった場合には、1万単位以上となったものとして取り扱う。この場合における審査は、上場会社が当取引所の定める事項を記載した書類を提出したときに行うものとする。</p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p>h～j (略)</p> <p>k 上場会社が猶予期間の最終日の翌日から当該猶</p>

主基準日を事業年度の末日と異なる日に変更した
上場会社及び事業年度の末日と異なる日が株主基
準日である上場会社にあっては、猶予期間の最終
日の属する事業年度に係る株主基準日の翌日から
当該猶予期間経過後3か月を経過する日までの
間に行った公募、売出し又は数量制限付分売の内
容等を通知した場合であつて、上場会社が当該期
間内に当該公募若しくは売出しの内容又は数量制
限付分売の結果について証する書面を提出したと
きは、第1号に規定する株主数及び第2号に規定
する流通株式数は、次の(a)及び(b)に定めると
ころにより取り扱うものとする。

(a)・(b) (略)

(2)～(5) (略)

付 則

- 1 この改正規定は、平成30年3月31日から施行する。
- 2 改正後の1(1)bの2、g及びkの規定は、この改正
規定施行の日以後の日を事業年度の末日とするものか
ら適用する。

予期間経過後3か月を経過する日までの間に行っ
た公募、売出し又は数量制限付分売の内容等を通
知した場合であつて、上場会社が当該期間内に当
該公募若しくは売出しの内容又は数量制限付分売
の結果について証する書面を提出したときは、第
1号に規定する株主数及び第2号に規定する流通
株式数は、次の(a)及び(b)に定めるところにより
取り扱うものとする。

(a)・(b) (略)

(2)～(5) (略)

株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 第2条（上場廃止基準）第1項関係</p> <p>(1) 株主数及び流通株式数</p> <p>a (略)</p> <p><u>aの2 猶予期間内に株主基準日を事業年度の末日と異なる日に変更した上場会社及び事業年度の末日と異なる日が株主基準日である上場会社についての前aの規定の適用については、猶予期間の最終日の属する事業年度に係る株主基準日における株主数及び流通株式数を猶予期間の最終日における株主数及び流通株式数とみなすものとする。</u></p> <p>b 第1号に規定する株主数及び第2号に規定する流通株式数は、上場会社から提出される有価証券報告書又は上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い<u>10(7) a</u>の規定により上場会社から提出される「株式の分布状況表」等に記載された株主数及び流通株式数によるものとする。</p> <p>c～k (略)</p> <p>1 <u>上場会社が審査対象事業年度の末日（事業年度の末日と異なる日が株主基準日である上場会社にあっては、審査対象事業年度に係る株主基準日）</u>後、前kに定める日までに公募若しくは売出し又は数量制限付分売を行うとともに、当該日までに当該公募若しくは売出しの内容又は数量制限付分売の結果について証する書面を当取引所に提出した場合において、当該上場会社が当取引所に提出した「株式の分布状況表」に記載された流通株式数に当該公募若しくは売出し又は数量制限付分売に係る株式数（当該株式のうち明らかに流通株式とはならないと認められる株式数を除く。）を加算した数が、審査対象事業年度の末日における上場株式数に当該公募に係る株式数を加算した数の5%以上となったときは、第2号bに該当しないものとして取り扱う。</p> <p>(2)～(12) (略)</p> <p>(13) 完全子会社化</p>	<p>1 第2条（上場廃止基準）第1項関係</p> <p>(1) 株主数及び流通株式数</p> <p>a (略)</p> <p>(新設)</p> <p>b 第1号に規定する株主数及び第2号に規定する流通株式数は、上場会社から提出される有価証券報告書又は上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い<u>11(7) a</u>の規定により上場会社から提出される「株式の分布状況表」等に記載された株主数及び流通株式数によるものとする。</p> <p>c～k (略)</p> <p>1 上場会社が審査対象事業年度の末日後、前kに定める日までに公募若しくは売出し又は数量制限付分売を行うとともに、当該日までに当該公募若しくは売出しの内容又は数量制限付分売の結果について証する書面を当取引所に提出した場合において、当該上場会社が当取引所に提出した「株式の分布状況表」に記載された流通株式数に当該公募若しくは売出し又は数量制限付分売に係る株式数（当該株式のうち明らかに流通株式とはならないと認められる株式数を除く。）を加算した数が、審査対象事業年度の末日における上場株式数に当該公募に係る株式数を加算した数の5%以上となったときは、第2号bに該当しないものとして取り扱う。</p> <p>(2)～(12) (略)</p> <p>(13) 完全子会社化</p>

第15号に該当する日は、次の a 又は b に定めるところによる。

a 株式交換又は株式移転に際して上場会社の株主に対してその株式に代わる財産の全部又は一部として次のいずれかに該当する株券を交付する場合は、原則として、株式交換又は株式移転がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

(a)・(b) (略)

b (略)

(14) (略)

(15) 全部取得

第18号に該当する日は、次の a 又は b に定めるところによる。

a 株式の取得と引換えに他の株式が交付される場合であって、有価証券上場規程第10条の2の規定の適用を受け、当該株式に係る株券が速やかに上場される見込みのあるときは、株式の取得がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

b (略)

(16)・(17) (略)

2 第2条（上場廃止基準）第3項関係

(1) (略)

(2) 株式の譲渡制限

株券上場審査基準の取扱い3及び前1(12)の規定は、第3号の場合について準用する。

(3) (略)

4 第4条（上場廃止日）関係

第4条に規定する上場廃止日は、原則として、次の(1)から(9)までに掲げる区分に従い、当該(1)から(9)までに定めるところによる。

(1) 第2条第1項第3号（同条第3項第4号による場合を含む。）又は第2条の2第1項第2号（同条第3項第1号による場合を含む。）に該当する銘柄

当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して10日間（休業日を除外する。）を経過した日

(2) 第2条第1項第7号（同条第3項第4号若しくは第2条の2第1項第5号又は第3項第2号による場

第15号に該当する日は、次の a 又は b に定めるところによる。

a 株式交換又は株式移転に際して上場会社の株主に対してその株式に代わる財産の全部又は一部として次のいずれかに該当する株券を交付する場合は、原則として、株式交換又は株式移転がその効力を生ずる日の3日前の日

(a)・(b) (略)

b (略)

(14) (略)

(15) 全部取得

第18号に該当する日は、次の a 又は b に定めるところによる。

a 株式の取得と引換えに他の株式が交付される場合であって、有価証券上場規程第10条の2の規定の適用を受け、当該株式に係る株券が速やかに上場される見込みのあるときは、株式の取得がその効力を生ずる日の3日前の日

b (略)

(16)・(17) (略)

2 第2条（上場廃止基準）第2項関係

(1) (略)

(2) 株式の譲渡制限

株券上場審査基準の取扱い3及び前1(12)の規定は、第2条第2項第3号の場合について準用する。

(3) (略)

4 第4条（上場廃止日）関係

第4条に規定する上場廃止日は、原則として、次の(1)から(9)までに掲げる区分に従い、当該(1)から(9)までに定めるところによる。

(1) 第2条第1項第3号（同条第2項第4号による場合を含む。）又は第2条の2第1項第2号（同条第2項第1号による場合を含む。）に該当する銘柄

当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して10日間（休業日を除外する。）を経過した日

(2) 第2条第1項第7号（同条第2項第4号若しくは第2条の2第1項第5号又は第2項第2号による場

合を含む。)に該当(上場会社が破産手続開始の決定を受けている場合に限る。)する銘柄又は第2条第1項第8号(同条第3項第4号若しくは第2条の2第1項第5号又は第3項第2号による場合を含む。)のうち1(7)bの(c)の規定に該当する銘柄(解散の効力の発生の日が、当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月以内である場合に限る。)

当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して10日間(休業日を除外する。)を経過した日(解散の効力の発生の日が、当該期間経過後である場合は、当該日の翌日)

- (3) 第2条第1項第8号(同条第3項第4号若しくは第2条の2第1項第5号又は第3項第2号による場合を含む。)のうち、1(7)bの(a)又は(b)に規定する合併による解散の場合に該当する銘柄

合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日

- (4) 第2条第1項第12号(同条第3項第4号若しくは第2条の2第1項第5号又は第3項第2号による場合を含む。)のうち、株券上場審査基準第4条第3項第5号又は第6条第3項第5号に規定する場合に該当する銘柄

新株式の交付に係る基準日の2日前(休業日を除外する。)の日(当該基準日が休業日に当たる場合には、当該基準日の3日前(休業日を除外する。)の日)

- (5) 第2条第1項第15号(同条第3項第4号若しくは第2条の2第1項第5号又は第3項第2号による場合を含む。)に該当する銘柄

株式交換又は株式移転がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日

- (6) 第2条第1項第18号(同条第3項第4号若しくは第2条の2第1項第5号又は第3項第2号による場合を含む。)に該当する銘柄

株式の取得がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日

- (6)の2 第2条第1項第18号の2(同条第3項第4号若しくは第2条の2第1項第5号又は第3項第2号による場合を含む。)に該当する銘柄

合を含む。)に該当(上場会社が破産手続開始の決定を受けている場合に限る。)する銘柄又は第2条第1項第8号(同条第2項第4号若しくは第2条の2第1項第5号又は第2項第2号による場合を含む。)のうち1(7)bの(c)の規定に該当する銘柄(解散の効力の発生の日が、当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月以内である場合に限る。)

当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して10日間(休業日を除外する。)を経過した日(解散の効力の発生の日が、当該期間経過後である場合は、当該日の翌日)

- (3) 第2条第1項第8号(同条第2項第4号若しくは第2条の2第1項第5号又は第2項第2号による場合を含む。)のうち、1(7)bの(a)又は(b)に規定する合併による解散の場合に該当する銘柄

合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日

- (4) 第2条第1項第12号(同条第2項第4号若しくは第2条の2第1項第5号又は第2項第2号による場合を含む。)のうち、株券上場審査基準第4条第3項第5号又は第6条第3項第5号に規定する場合に該当する銘柄

新株式の交付に係る基準日の2日前(休業日を除外する。)の日(当該基準日が休業日に当たる場合には、当該基準日の3日前(休業日を除外する。)の日)

- (5) 第2条第1項第15号(同条第2項第4号若しくは第2条の2第1項第5号又は第2項第2号による場合を含む。)に該当する銘柄

株式交換又は株式移転がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日

- (6) 第2条第1項第18号(同条第2項第4号若しくは第2条の2第1項第5号又は第2項第2号による場合を含む。)に該当する銘柄

株式の取得がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日

- (6)の2 第2条第1項第18号の2(同条第2項第4号若しくは第2条の2第1項第5号又は第2項第2号による場合を含む。)に該当する銘柄

株式の取得がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

- (7) 第2条第1項第20号（同条第3項第4号若しくは第2条の2第1項第5号又は第3項第2号による場合を含む。）に該当することとなった銘柄のうち、上場会社が株券の不正発行を行った場合に該当する銘柄

上場廃止の決定後遅滞なく

- (8) 第2条第1項第20号（同条第3項第4号若しくは第2条の2第1項第5号又は第3項第2号による場合を含む。）に該当することとなった銘柄（前(7)に該当する場合を除く。）

当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月を経過した日までの間で、その都度決定する日

- (9) (略)

5 第5条（監理銘柄の指定）関係

- (1) 当取引所は、上場株券が次のaからyまでのいずれかに該当する場合は、当該上場株券を第5条に規定する監理銘柄に指定することができる。この場合において、kの2、l、n、nの3、o、v又はwに該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、それ以外の場合は監理銘柄（確認中）に指定する。

a 第2条第1項第1号に定める期間の最終日までに株主数が150人以上となることが確認できないとき（同条第3項第4号による場合を含む。）又は第2条の2第1項第1号に定める期間の最終日までに株主数が150人以上となることが確認できないとき（同条第3項第1号による場合を含む。）

b 第2条第1項第2号aに定める期間の最終日までに流通株式数が1,000単位以上となることが確認できないとき（同条第3項第4号による場合を含む。）

c 第2条第1項第2号b（同条第3項第4号による場合を含む。）に定める流通株式数の上場株式数に対する割合が、1(1)bに規定する「株式の分布状況表」等により5%未満であると算出された場合であって、第2条第1項第2号bに定める書類が提出されていないとき

株式の取得がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

- (7) 第2条第1項第20号（同条第2項第4号若しくは第2条の2第1項第5号又は第2項第2号による場合を含む。）に該当することとなった銘柄のうち、上場会社が株券の不正発行を行った場合に該当する銘柄

上場廃止の決定後遅滞なく

- (8) 第2条第1項第20号（同条第2項第4号若しくは第2条の2第1項第5号又は第2項第2号による場合を含む。）に該当することとなった銘柄（前(7)に該当する場合を除く。）

当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月を経過した日までの間で、その都度決定する日

- (9) (略)

5 第5条（監理銘柄の指定）関係

- (1) 当取引所は、上場株券が次のaからyまでのいずれかに該当する場合は、当該上場株券を第5条に規定する監理銘柄に指定することができる。この場合において、kの2、l、n、nの3、o、v又はwに該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、それ以外の場合は監理銘柄（確認中）に指定する。

a 第2条第1項第1号に定める期間の最終日までに株主数が150人以上となることが確認できないとき（同条第2項第4号による場合を含む。）又は第2条の2第1項第1号に定める期間の最終日までに株主数が150人以上となることが確認できないとき（同条第2項第1号による場合を含む。）

b 第2条第1項第2号aに定める期間の最終日までに流通株式数が1,000単位以上となることが確認できないとき（同条第2項第4号による場合を含む。）

c 第2条第1項第2号b（同条第2項第4号による場合を含む。）に定める流通株式数の上場株式数に対する割合が、1(1)bに規定する「株式の分布状況表」等により5%未満であると算出された場合であって、第2条第1項第2号bに定める書類が提出されていないとき

- d 第2条第1項第3号（同条第3項第4号による場合を含む。）又は第2条の2第1項第2号（同条第3項第1号による場合を含む。）に該当した場合であつて、第2条第1項第3号（同条第3項第4号による場合を含む。）又は第2条の2第1項第2号（同条第3項第1号による場合を含む。）に規定する公募、売出し又は立会外分売が行われるかどうかを確認できないとき
- e 第2条第1項第4号又は第2条の2第1項第3号に定める期間の最終日までに、第2条第1項第4号（同条第3項第4号による場合を含む。）又は第2条の2第1項第3号（同条第3項第1号による場合を含む。）に該当しなくなったことが確認できない場合
- f 上場会社が第2条第1項第5号（同条第3項第4号による場合を含む。）又は第2条の2第1項第4号若しくは第4号の2（同条第3項第1号による場合を含む。）に該当する状態にある旨の発表等を行った場合であつて、それらの規定に該当するかどうかを確認できないとき
- g 上場会社が行った決議又は決定の内容が第2条第1項第7号（同条第3項第4号、第2条の2第1項第5号又は同条第3項第2号による場合を含む。）に該当するおそれがあると当取引所が認める場合（第2条第1項第7号に規定する開示を行った場合を除く。）
- h 第2条第1項第7号後段に定める期間の最終日までに、同号後段（同条第3項第4号、第2条の2第1項第5号又は同条第3項第2号による場合を含む。）に該当しなくなったことが確認できない場合
- i 第2条第1項第8号前段（同条第3項第4号、第2条の2第1項第5号又は同条第3項第2号による場合を含む。）に該当するおそれがあると当取引所が認める場合
- j～kの2 （略）
- l 第2条第1項第9号の2（同条第3項第4号、第2条の2第1項第5号又は同条第3項第2号による場合を含む。）に該当するおそれがあると当取引所が認める場合

- d 第2条第1項第3号（同条第2項第4号による場合を含む。）又は第2条の2第1項第2号（同条第2項第1号による場合を含む。）に該当した場合であつて、第2条第1項第3号（同条第2項第4号による場合を含む。）又は第2条の2第1項第2号（同条第2項第1号による場合を含む。）に規定する公募、売出し又は立会外分売が行われるかどうかを確認できないとき
- e 第2条第1項第4号又は第2条の2第1項第3号に定める期間の最終日までに、第2条第1項第4号（同条第2項第4号による場合を含む。）又は第2条の2第1項第3号（同条第2項第1号による場合を含む。）に該当しなくなったことが確認できない場合
- f 上場会社が第2条第1項第5号（同条第2項第4号による場合を含む。）又は第2条の2第1項第4号若しくは第4号の2（同条第2項第1号による場合を含む。）に該当する状態にある旨の発表等を行った場合であつて、それらの規定に該当するかどうかを確認できないとき
- g 上場会社が行った決議又は決定の内容が第2条第1項第7号（同条第2項第4号、第2条の2第1項第5号又は同条第2項第2号による場合を含む。）に該当するおそれがあると当取引所が認める場合（第2条第1項第7号に規定する開示を行った場合を除く。）
- h 第2条第1項第7号後段に定める期間の最終日までに、同号後段（同条第2項第4号、第2条の2第1項第5号又は同条第2項第2号による場合を含む。）に該当しなくなったことが確認できない場合
- i 第2条第1項第8号前段（同条第2項第4号、第2条の2第1項第5号又は同条第2項第2号による場合を含む。）に該当するおそれがあると当取引所が認める場合
- j～kの2 （略）
- l 第2条第1項第9号の2（同条第2項第4号、第2条の2第1項第5号又は同条第2項第2号による場合を含む。）に該当するおそれがあると当取引所が認める場合

m (略)

n 上場会社が第2条第1項第11号前段(同条第3項第4号、第2条の2第1項第5号又は同条第3項第2号による場合を含む。)に該当する場合(これらに該当すると認められる相当の事由があると当取引所が認める場合を含む。)。ただし、第2条第1項第11号後段(同条第3項第4号、第2条の2第1項第5号又は同条第3項第2号による場合を含む。)に該当しないことが明らかであるときは、この限りでない。

nの2・nの3 (略)

o 第2条第1項第12号(同条第3項第4号、第2条の2第1項第5号又は同条第3項第2号による場合を含む。)に該当するおそれがあると当取引所が認める場合(前4(4)に該当する場合を除く。)

p (略)

q 上場会社が第2条第1項第14号(第2条の2第1項第5号による場合を含む。)又は第2条第3項第3号(第2条の2第3項第3号による場合を含む。)に該当する株式の譲渡制限に関する取締役会の決議を行った場合

r・s (略)

t 第2条第1項第17号(同条第3項第4号、第2条の2第1項第5号又は同条第3項第2号による場合を含む。)に規定する株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると当取引所が認めた場合に該当するおそれがあると当取引所が認める場合

u・uの2 (略)

v 第2条第1項第19号前段(同条第3項第4号、第2条の2第1項第5号又は同条第3項第2号による場合を含む。)に該当する場合。ただし、第2条第1項第19号後段(同条第3項第4号、第2条の2第1項第5号又は同条第3項第2号による場合を含む。)に該当しないことが明らかであるときは、この限りでない。

w 第2条第1項第20号(同条第3項第4号、第2条の2第1項第5号又は同条第3項第2号による場合を含む。)(株券の不正発行の場合を除

m (略)

n 上場会社が第2条第1項第11号前段(同条第2項第4号、第2条の2第1項第5号又は同条第2項第2号による場合を含む。)に該当する場合(これらに該当すると認められる相当の事由があると当取引所が認める場合を含む。)。ただし、第2条第1項第11号後段(同条第2項第4号、第2条の2第1項第5号又は同条第2項第2号による場合を含む。)に該当しないことが明らかであるときは、この限りでない。

nの2・nの3 (略)

o 第2条第1項第12号(同条第2項第4号、第2条の2第1項第5号又は同条第2項第2号による場合を含む。)に該当するおそれがあると当取引所が認める場合(前4(4)に該当する場合を除く。)

p (略)

q 上場会社が第2条第1項第14号(第2条の2第1項第5号による場合を含む。)又は第2条第2項第3号(第2条の2第2項第3号による場合を含む。)に該当する株式の譲渡制限に関する取締役会の決議を行った場合

r・s (略)

t 第2条第1項第17号(同条第2項第4号、第2条の2第1項第5号又は同条第2項第2号による場合を含む。)に規定する株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると当取引所が認めた場合に該当するおそれがあると当取引所が認める場合

u・uの2 (略)

v 第2条第1項第19号前段(同条第2項第4号、第2条の2第1項第5号又は同条第2項第2号による場合を含む。)に該当する場合。ただし、第2条第1項第19号後段(同条第2項第4号、第2条の2第1項第5号又は同条第2項第2号による場合を含む。)に該当しないことが明らかであるときは、この限りでない。

w 第2条第1項第20号(同条第2項第4号、第2条の2第1項第5号又は同条第2項第2号による場合を含む。)(株券の不正発行の場合を除

く。)に該当するおそれがあると当取引所が認める場合

x 第2条第3項第1号本文(第2条の2第3項第3号による場合を含む。)に該当するおそれがあると当取引所が認める場合。ただし、株券上場審査基準第4条第3項第2号若しくは第4号又は同基準第6条第3項第2号若しくは第4号の規定の適用を受ける場合は、この限りでない。

y 第2条第3項第2号(第2条の2第3項第3号による場合を含む。)に該当するおそれがあると当取引所が認める場合

(2)～(4) (略)

6 第6条(整理銘柄の指定)関係

当取引所は、上場株券の上場廃止が決定された場合には、第6条の規定に基づき、当取引所が当該株券の上場廃止を決定した日から上場廃止日の前日までの間、当該株券を整理銘柄に指定することができる。ただし、株券上場審査基準第4条第3項第2号若しくは第4号、同基準第6条第3項第2号若しくは第4号、1(7)bの(a)、(13)a若しくは(15)a又は4(4)若しくは(7)の規定の適用を受ける場合は、この限りでない。

付 則

- 1 この改正規定は、平成30年3月31日から施行する。
- 2 改正後の1(1)aの2及び1の規定は、この改正規定施行の日以後の日を事業年度の末日とするものから適用する。

く。)に該当するおそれがあると当取引所が認める場合

x 第2条第2項第1号本文(第2条の2第2項第3号による場合を含む。)に該当するおそれがあると当取引所が認める場合。ただし、株券上場審査基準第4条第3項第2号若しくは第4号又は同基準第6条第3項第2号若しくは第4号の規定の適用を受ける場合は、この限りでない。

y 第2条第2項第2号(第2条の2第2項第3号による場合を含む。)に該当するおそれがあると当取引所が認める場合

(2)～(4) (略)

6 第6条(整理銘柄の指定)関係

当取引所は、上場株券の上場廃止が決定された場合には、第6条の規定に基づき、当取引所が当該株券の上場廃止を決定した日から上場廃止日の前日までの間、当該株券を整理銘柄に指定することができる。ただし、株券上場審査基準第4条第3項第2号若しくは第4号、同基準第6条第3項第2号若しくは第4号、1(7)bの(a)、(12)a若しくは(15)a又は4(4)若しくは(7)の規定の適用を受ける場合は、この限りでない。

株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2 第3条（上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の特例）関係</p> <p>(1) 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(4)の規定は、第3条の適用を受ける上場会社が発行する株券について準用する。この場合において、同取扱い1(4)cの規定の適用については、次のとおりとする。</p> <p>c 第3条において読み替えて適用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第1項第5号に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、次の(a)及び(b)に定めるところによる。</p> <p>(a) 次の(b)の規定は、第3条において読み替えて適用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第1項第5号本文に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査の場合に準用する。この場合において、「第5号ただし書」とあるのは「第5号本文」と、「「1年以内（dに掲げる事項を行う場合にあつては、当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定を公表した日から5年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。））」とあるのは「「1年以内（当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定を公表した日から5年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。））」と、「買取決定等があったことを証する書面」とあるのは「再生支援決定があったことを証する書面」と読み替えるものとし、イの(i)から(h)までの規定は適用しない。</p> <p>(b) 第3条において読み替えて適用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第1項第5号ただし書に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、審査対象事業年度に係る決</p>	<p>2 第3条（上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の特例）関係</p> <p>(1) 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(4)の規定は、第3条の適用を受ける上場会社が発行する株券について準用する。この場合において、同取扱い1(4)cの規定の適用については、次のとおりとする。</p> <p>c 第3条において読み替えて適用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第5号に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、次の(a)及び(b)に定めるところによる。</p> <p>(a) 次の(b)の規定は、第3条において読み替えて適用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第5号本文に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査の場合に準用する。この場合において、「第5号ただし書」とあるのは「第5号本文」と、「「1年以内（dに掲げる事項を行う場合にあつては、当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定を公表した日から5年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。））」とあるのは「「1年以内（当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定を公表した日から5年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。））」と、「買取決定等があったことを証する書面」とあるのは「再生支援決定があったことを証する書面」と読み替えるものとし、イの(i)から(h)までの規定は適用しない。</p> <p>(b) 第3条において読み替えて適用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第5号ただし書に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、審査対象事業年度に係る決算（上</p>

算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第4条の定めるところにより開示するまでの間において、再建計画（第3条において読み替えて適用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第1項第5号ただし書に規定する1年以内（dに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定を公表した日から5年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次のイ及びロに定める書類に基づき行うものとする。

イ （略）

ロ 第3条において読み替えて適用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第1項第5号ただし書に規定する1年以内（dに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定の日から5年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1号a iに規定する公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

(2) 第3条の適用を受ける上場会社が発行する株券についての上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(5)の規定の適用については、dを次のとおりとする。

d 純資産の額が第5号に該当した場合には、審査対象事業年度の末日の翌月から起算して5か月目の月の初日（第3条において読み替えて適用する

場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第4条の定めるところにより開示するまでの間において、再建計画（第3条において読み替えて適用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第5号ただし書に規定する1年以内（dに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定を公表した日から5年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次のイ及びロに定める書類に基づき行うものとする。

イ （略）

ロ 第3条において読み替えて適用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第5号ただし書に規定する1年以内（dに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定の日から5年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1号a iに規定する公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

(2) 第3条の適用を受ける上場会社が発行する株券についての上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(5)の規定の適用については、dを次のとおりとする。

d 純資産の額が第5号に該当した場合には、審査対象事業年度の末日の翌月から起算して5か月目の月の初日（第3条において読み替えて適用する

上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第1項第5号本文かっこ書に該当した場合にあっては、買取決定等が行われないことを当取引所が確認した日の属する月の翌月から起算して2か月目の月の初日)に指定替えを行う。

付 則

この改正規定は、平成30年3月31日から施行する。

上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第5号本文かっこ書に該当した場合にあっては、買取決定等が行われないことを当取引所が確認した日の属する月の翌月から起算して2か月目の月の初日)に指定替えを行う。